

社会福祉法人博友会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人博友会（以下「法人」という。）の役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

(報酬)

第3条 役員等が理事会、評議員会へ出席したとき、その他法人業務に携わったときは、下表に定める日当を支給するとともに、「特別養護老人ホームたからべ園旅費規程」（以下「旅費規程」という。）別表1に定める交通運賃の実費を支給する。ただし、交通運賃の支給については、曾於市財部町居住者を除く。

表：日当支給額

区分	1日当り支給額
理事	源泉徴収控除後の額が 5,000円
監事	
評議員	

- 役員等が出張する場合は、旅費規程を準用する。
- 施設、事務局の職を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

(公表)

第5条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規程は、平成29年4月1日から適用する。